

平成 29 年 6 月 9 日
資金管理センター

平成28年度資金管理業務に関する事業報告書(案)
(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、循環型社会の構築に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効な利用の向上及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

I 要旨

本財団は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第92条に規定する資金管理法人に指定されており、法第93条に規定する資金管理業務を実施した。

平成28年度においては、平成27年9月に産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会合同会議(以下「合同会議」という。)にて取りまとめられた「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(以下「報告書」という。)の提言を受け、資金管理業務諮問委員会(以下「諮問委員会」という。)における特預金の新たな用途の検討、及び「情報発信の在り方等に関する検討会」を開催し「情報発信・共有の在り方等に関する報告書」を取りまとめた。

II 事業内容

平成28年度に資金管理業務として実施した主要な事業は以下のとおりである。

1. リサイクル料金の収受

新車販売される自動車については新車登録・検査時まで、また、既販車のうちリサイクル料金が預託されていない自動車については引取業者引取時まで、自動車所有者からリサイクル料金の収受を行った。

新車登録・検査時預託508万台分532億円、引取時預託6万台分3億円(東日本大震災による番号不明被災自動車107台分の105万円を含む。)のリサイクル料金が預託された。

なお、収受形態ごとの内訳は下表のとおり。

收受形態	台数	リサイクル料金 収入
新車購入時預託	5,076千台	53,165百万円
引取時預託	60千台	319百万円
合計	5,136千台	53,484百万円

2. リサイクル料金の管理・運用

自動車所有者から收受したリサイクル料金を運用の基本方針及び年度運用計画に基づいて安全かつ確実な方法により管理・運用した。

新規債券取得額は1,208億円であり、年度末における保有債券残高は9,148億円となった。また、新たな運用の基本方針※の適用を開始し、マイナス金利下でもプラス利回りが見込まれる年限10年以上の債券の中で、最も短い年限からの債券取得を行った。今後も、引続き日本銀行の金融政策等による環境変化を注視し対応していく。

※自動車の平均使用年数15年を考慮し、取得対象年限は10年後のラダー型資産構成に影響の出ない範囲とし、種別構成比については、政府保証債の取得額が国債の取得額を超えない範囲とする。

3. リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し

自動車が使用済みになった場合のリサイクルに要する費用等として、リサイクル義務を負う自動車製造業者等又は指定再資源化機関、及び情報管理センターに、該当の自動車に係わるリサイクル料金及びその利息の払渡しを行った。

ASR299万台分182億円、エアバッグ類236万台分55億円、フロン類269万台分56億円、情報管理料金308万台分6億円、及び利息の37億円を合わせた合計336億円であった。なお、品目ごとの内訳は下表のとおり。

品目	台数	払渡支出
ASR	2,986千台	18,217百万円
エアバッグ類	2,356千台	5,489百万円
フロン類	2,693千台	5,611百万円
情報管理料金	3,077千台	551百万円
小計		29,868百万円
利息		3,715百万円
合計		33,583百万円

4. 中古車輸出時のリサイクル料金の返還

自動車所有者がリサイクル料金の預託済み自動車を輸出した場合、当該所有者の申請に基づき、適正かつ確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を前提に、リサイクル料金を134万台分153億円、及び利息として16億円を返還した。

また、当該申請業務における事務手続きの明確化や申請手続きの効率化を目的とした約款及びマニュアルの改訂を平成29年3月に完了し、平成29年4月より適用した。

なお、消費税増税を踏まえた輸出取戻し手数料額の検証については、消費税増税が見送られたこと並びに現在の収支状況が安定していることから、現時点での消費税増税時期である平成31年度に行う予定である。

5. 特預金の出えん

経済産業大臣及び環境大臣の承認を受けて、離島対策等支援事業の実施に要する費用として、指定再資源化機関に対して1.5億円の特預金の出えんを行った。

不法投棄等対策支援事業については、出えんを要請する地方公共団体がなかったため、実績はなかった。

6. 資金管理システムの運営・管理

リサイクル料金の収受・管理・払渡し等を行うために必要なシステム(資金管理システム)全般について、安定稼働のための万全な運営・管理を行った。

平成28年度における実施策は以下のとおり。

- (1) 新冷媒搭載車への誤預託防止を注意喚起するための預託画面の改修等を平成29年3月に実施した。
- (2) 国土交通省の自動車検査登録情報提供サービスのシステム変更[※]に対応するためのシステム改修を計画通り平成28年12月に実施した。

※ナンバープレートの分類番号にアルファベットが追加(従来は数字のみ)

7. 次期資金管理料金の検討

リサイクル料金の収受に係る委託手数料の見直しを実施したうえで、諮問委員会及び合同会議での特預金使途に係る審議を踏まえて新資金管理料金額の設定を行った。本新料金について、平成29年1月に経済産業大臣及び環境大臣より認可を受け、計画通り平成29年4月より適用した。これにより、自動車ユーザーの負担が年間約5億円軽減となる見込みである。

また、5年後の更なる委託手数料の見直しに向け、事業者の効率化支援のためのシステム改修案を検討し、本年度中に適用する予定である。

8. 報告書の課題への対応

報告書において提言された課題のうち、資金管理業務として、以下の取組を重点的に行った。

(1) 特預金の新たな使途の検討及び出えん等

諮問委員会において、新たな特預金の使途について4回の議論を重ね、諮問委員会答申として取りまとめられた以下の6つの使途案、

- ①不法投棄・不適正保管対策への支援事業の拡充
- ②自動車リサイクル情報システムにおけるデータセンターの機能維持のための更新
- ③大規模災害への対応
- ④情報発信等の拡充
- ⑤再生資源等を活用した自動車に対する再資源化等預託金の割引
- ⑥自動車リサイクルの情報システムの大規模刷新

について合同会議にて了承された。これらを踏まえ、具体的な検討を行い新たな使途のうち、①から④については、平成29年度から実施することとした。

なお、⑤及び⑥については、制度の実施や具体的な実施概要が確定次第検討を開始する。

(2) 制度の発展に資する情報発信等の取組の強化

本財団が主催となり3回開催した「情報発信の在り方等に関する検討会」において、事務局として有識者・ユーザー・関係主体等と自動車リサイクルに係る情報発信・共有の取組の現状、課題、前提となる考え方等について整理し、自動車リサイクルの更なる発展に資するための「情報発信・共有の在り方等に関する報告書」として取りまとめ、合同会議に報告し了承された。

(3) 大規模災害時の対応の検討

地震、水害等の大規模災害発生時における番号不明被災自動車へのリサイクル料金の預託業務への対応として、資金管理料金を原資として再資源化預託金等の預託を行う対象を激甚災害指定された災害に拡大する方針とし、特に規模の大きい激甚災害(南海トラフ等)においては、特預金を充当する(同様の対応を東日本大震災において実施済み。)こととし、特預金残高から一定額(20億円)を確保する。

以上